

業務委託契約書（AI研修サービス）

委託者（以下「甲」）と受託者 合同会社AJARA（以下「乙」）は、乙が提供するAI研修サービス（以下「本サービス」）に関し本契約を締結する。[本書はたたき台です。締結前に顧問弁護士のご確認を推奨します。]

第1条（目的）

甲は乙に対し本サービス（生成AI活用研修コースの提供）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（委託業務）

乙は甲が申込書で指定した研修コースを、eラーニング、オンライン（Web会議ツール）または対面（講師派遣）のいずれかで提供する。各コースは1コースあたり12時間（60分×12コマ）とする。

第3条（委託料）

委託料は1コースあたり金400,000円（税込）／受講者1名とする。対面実施を希望する場合、会場費および講師の交通費・宿泊費等は甲の負担とする。

第4条（支払方法）

乙は請求書を発行し、甲は記載の期日までに乙の指定口座へ振込む。振込手数料は甲の負担とする。

第5条（キャンセル）

①6営業日前まで：無料 ②5営業日前～前日：委託料の50% ③当日以降：委託料の100%。キャンセル分を第三者が利用することはできない。

第6条（助成金）

乙は本サービスが各種リスキリング助成金の対象要件を満たすよう設計し、申請に必要な受講記録等を甲に提供する。ただし助成金を受給するのは甲であり、支給可否は甲の申請内容と労働局・自治体等の審査により決まる。乙は支給を保証しない。

第7条（秘密保持）

甲乙は、本サービスに関し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面同意なく第三者に開示せず、本契約の目的以外に使用しない。

第8条（個人情報）

乙は受講者の個人情報を関係法令および乙のプライバシーポリシーに従い適切に取り扱う。

第9条（知的財産権）

教材・資料等の知的財産権は乙または正当な権利者に帰属する。甲は社内利用の範囲を超え、乙の事前の書面同意なくこれらを複製・改変・第三者提供してはならない。

第10条（免責）

乙は特定の成果を保証しない。乙の損害賠償責任は、法令上許容される範囲で、甲が当該サービスにつき乙に支払った金額を上限とする（乙の故意・重過失を除く）。

第11条（反社会的勢力の排除）

甲乙は自らが反社会的勢力に該当せず将来も該当しないことを表明・確約する。違反時、相手方は催告なく本契約を解除できる。

第12条（協議・準拠法・管轄）

本契約に定めのない事項は甲乙協議のうえ定める。本契約は日本法に準拠し、乙の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

委託者（甲） 会社名・住所・代表者名・印

受託者（乙）

合同会社AJARA 代表社員 平田拓也
〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号 渋谷道玄坂東急ビル2F-C

印